

新城市企業立地マッチング支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における企業立地を促進し、本市の産業振興及び労働者の雇用の安定に寄与するため、市内において産業用途として利用するための不動産の取得等を希望している者と、企業立地に適する不動産の情報を保有する者との橋渡しを市が行う新城市企業立地マッチング支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 立地希望者等 本市への企業立地を希望する者及び企業立地を希望する者のために不動産の開発を行う者をいう。
- (2) 不動産情報提供者 第5条の規定による登録を受けた者をいう。

(取り扱う情報の範囲)

第3条 本事業で取り扱う情報の範囲は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工場（日本標準産業分類に掲げる大分類Eに属するもの）及びそれに関連する研究開発施設並びに物流施設の企業立地に資する市内の土地又は建物に関する情報であること。
- (2) 市税等の滞納がない土地及び建物に関する情報であること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令及び条例等に抵触しないものであること。
- (4) 新城市総合計画、新城市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に反しないものであること。

(登録の申請)

第4条 不動産情報提供者の登録を希望する者は、登録申請書（様式第1）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次のいずれにも該当すると認めるときは、不動産情報提供者として登録するものとする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3項に定める宅地建物取引事業者、同法77条第3項に規定する届出を行った信託会社又は同条第4項の信託業務を兼営する金融機関であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。
 - (3) 市内の企業立地用地等の斡旋を主たる目的とすること。
- 2 前項の規定により登録の可否を決定したときは、市長は、登録結果通知書（様式第2）により、登録申請者に通知するものとする。

(登録有効期限等)

第6条 不動産情報提供者の登録有効期限は、登録の決定の日の属する年度の末日とする。

2 不動産情報提供者は、再登録することができる。この場合において、再登録の手続きは前2条の規定を準用する。

(登録の変更)

第7条 不動産情報提供者は、第4条の登録申請書の記載事項に変更があったときは、登録事項変更届出書(様式第3)により、速やかに届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、不動産情報提供者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (2) 不正な手段により第5条の登録を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、速やかに登録取消通知書(様式第4)により、不動産情報提供者に通知するものとする。

(登録の辞退)

第9条 不動産情報提供者は、第5条の登録を辞退しようとするときは、登録辞退届出書(様式第5)により、市長に届け出なければならない。

(情報提供の申込)

第10条 立地希望者等は、情報の提供を受けようとするときは、情報提供申込書(様式第6)により市長に申し込むものとする。

(情報提供の依頼)

第11条 市長は、前条の規定による申込があったときは、立地希望者等の名称その他立地希望者等が特定される事項を秘匿した上で、情報提供依頼書(様式第7)により、不動産情報提供者に情報の提供を依頼するものとする。

(市長への情報提供)

第12条 不動産情報提供者は、前条の規定による依頼を受けたときは、市長が定める期限までに情報提供書(様式第8)により、市長に当該依頼に係る不動産情報を提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する提供を受けたときは、不動産情報提供者に当該情報に係る不動産の媒介契約書の写しの提出を求めることができる。

3 不動産情報提供者は、第1項の規定により提供した情報について、売約、売約の見込みその他当該不動産の媒介が困難となる事由が生じたときは、速やかに情報取下書(様式第9)を提出しなければならない。

(立地希望者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定による提供を受けたときは、情報通知書(様式第10)により、立地希望者等に情報を提供するものとする。

(不動産情報に係る連絡)

第14条 立地希望者等は、前条の規定により提供を受けた情報に係る不動産の交渉等を行おうとするときは、当該情報の提供を行った不動産情報提供者へ直接連絡を行うものとする。

(状況報告)

第15条 市長は、立地希望者等に対して、第13条の規定により提供を受けた情報に係る検討状況について報告を求めることができる。

2 立地希望者等は、第13条の規定により提供を受けた情報に係る契約等が成立したときは、成約報告書(様式第11)により、市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第16条 立地希望者等及び不動産情報提供者は、本事業の実施に関して知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(市等の責任の範囲)

第17条 本事業による情報に関して立地希望者等と不動産情報提供者の間で行われる連絡調整、交渉、契約その他の行為については、市は一切の責任を負わない。

2 立地希望者等及び不動産情報提供者は、企業立地を行うに当たり適用を受ける都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令及び条例等について、責任をもって確認しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。